

議発第2号

甲賀市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和3年9月6日

提出者 甲賀市議会
議会運営委員長 林 田 久 充

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

甲賀市議会会議規則の一部を改正する規則

甲賀市議会会議規則（平成16年甲賀市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

甲賀市議会広報広聴委員会	議会広報紙の編集及び発行並びに議会広聴活動に関する協議	議長、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長を除く全議員	広報広聴委員会委員長
--------------	-----------------------------	--	------------

付 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

甲賀市議会会議規則新旧対照表

改正案				現行			
<p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第166条関係)</p>				<p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第166条関係)</p>			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
甲賀市議会災害対策会議	災害時における議会機能を維持するための情報収集、情報提供、協議及び調整	議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長	議長	甲賀市議会災害対策会議	災害時における議会機能を維持するための情報収集、情報提供、協議及び調整	議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長	議長
甲賀市議会広報広聴委員会	議会広報紙の編集及び発行並びに議会広聴活動に関する協議	議長、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長を除く全議員	広報広聴委員会委員長				

付 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

意見書案第13号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月6日

提出者	甲賀市議会議員	田中將之
賛成者	同	白坂萬里子
同	同	堀郁子

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
法務大臣

意見書案第14号

出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月6日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	白坂	萬里子
同	同	田中	將之

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5234人で、前年に比べ5万3166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
厚生労働大臣

意見書案第15号

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月6日

提出者	甲賀市議会議員	小 西 喜代次
賛成者	同	山 岡 光 広
同	同	岡 田 重 美

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」から2020年産米の過大な流通在庫が生まれた。しかし、政府が有効な手立てをとらなかったため、2020年産米の市場価格は大暴落した。

政府は、36万トンの上乗せ「減反」を打ち出し、農家は米暴落の危機感から飼料米への転換が行われたが、感染拡大によるさらなる消費減少と相まって、2021年産米の昨年以上の米価下落が危惧されている。コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任をもって市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されない。政府の責任による緊急買入などの、特別な隔離対策が絶対に必要である。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されている。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていない。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要である。

コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食糧支援には、収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されている。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが、今こそ求められている。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない下記の対策が求められる。

記

1. コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。
2. 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援に活用すること。
3. 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

よって、本市議会は、政府に対し、コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

内閣総理大臣

農林水産大臣

あて

意見書案第16号

いのちと健康を脅かす「病床削減推進法」の廃止を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月6日

提出者	甲賀市議会議員	岡田重美
賛成者	同	山岡光広
同	同	小西喜代次

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

いのちと健康を脅かす「病床削減推進法」の廃止を求める意見書

病床削減を推進し医師の長時間労働を容認する「病床削減推進法」が5月21日の参院本会議で可決・成立した。

新型コロナウイルス感染症拡大で、重篤化しても入院できず、命の選別が迫られる脆弱な医療体制が明らかになったにもかかわらず、政府は地域医療構想で高度急性期・急性期を中心に約20万床も削減する計画を進めている。コロナ禍を経験し、国民が安心して医療を受けられる仕組みの抜本的強化こそが必要な時に、「病床削減推進法」は正反対の政策である。新型コロナウイルス感染症の拡大で病床がひっ迫する中、地域でその役割を果たしている公立・公的病院を縮小することは、「救える命が救えない」事態をますます深刻にするものである。

また、「社会保障のため」と説明してきた消費税を財源とした補助金で、病床削減を推進することは許されない。病床削減の補助金は廃止し、予算はコロナ禍で奮闘する医療機関や医療従事者にまわすべきである。

同時に、この「病床削減推進法」は、医師の長時間労働を固定化するものにほかならない。時間外労働の上限を年間1,860時間まで容認し、医師の過労死を生み出しかねない。他の医療従事者の長時間労働にもつながるものである。さらに、看護師など他職種への医療行為の業務移管（タスクシフト・シェア）を推進するとしているが、医療の質と安全性の低下を招きかねない。医療崩壊の現実を踏まえれば、医師・看護師など医療従事者の抜本的な増員、医療提供体制の拡充こそ急務である。

よって、国民のいのちと健康を脅かす、「病床削減推進法」の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

財務大臣

意見書案第17号

「原則自宅療養」の方針を撤回し、症状に応じて必要な医療を全ての新型コロナ患者に提供することを求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月6日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	小西喜代次
同	同	岡田重美

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

「原則自宅療養」の方針を撤回し、症状に応じて必要な医療を全ての新型コロナ患者に提供することを求める意見書

新型コロナ感染症は、「災害級の感染状況」といわれるほど深刻な事態である。全国各地で過去最多を連日更新し、新たな陽性者が一日2万人を超える日々が常態化するなど異常事態となっている。それに伴い医療ひっ迫が各地で問題となっている。

政府は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用期間を延長し、外出自粛や営業時間短縮などの対策を講じているが、コロナ患者の入院について、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という方針に転換したことは重大な問題である。症状が急変しやすい特徴があるコロナ患者の入院に制限をかけることは、治療の遅れにより自宅で死亡するということになりかねない。デルタ株など変異株は感染力が強く、無症状者や軽症者も短期日で悪化するケースもあるだけに、急変時に「すぐに入院できる体制」をとるといっても、実効性は不確かである。妊婦の様態が悪化し保健所に連絡しても入院することができず、うまれたばかりの乳児が死亡するという悲しい事態も引き起こしている。

安心して自宅療養できる仕組みを万全に整えないまま「入院制限」を持ち出すのは、あまりにも無責任である。「原則自宅療養」の方針を撤回し、症状に応じて必要な医療を全ての患者に提供することを大原則に、いのちを最優先する対策を強く求める。

限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、医療機能を強化した宿泊療養施設や臨時の医療施設等を大規模に増設・確保することを求める。あわせて、入院病床をさらに増床するとともに、在宅患者への往診や訪問看護など在宅医療を支え体制を抜本的に強化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

内閣総理大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

担当大臣

意見書案第18号

特別支援学校の実効ある設置基準策定を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月6日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	小西喜代次
同	同	岡田重美

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

特別支援学校の実効ある設置基準策定を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童生徒が増加、この20年間で1.6倍に増えているのに、学校数は1.16倍にとどまっていることから、全国各地で大規模化・超過密化が常態化している。教室不足を補うため、一つの教室をカーテンで仕切ったり、図書室や音楽室を普通教室に転用しているが、それでも対応できない事態が各学校で問題となっている。

こうした大規模化・超過密化が常態化する要因の一つが、児童生徒数の上限や必要な特別教室、通学時間などを規定する設置基準が特別支援学校にだけないためである。全国的な運動でようやく政府は、設置基準の必要性を認め、基準策定を進めているが、学校教育法に則って実効ある設置基準となるよう、次の点を求める。

1. 設置基準の冒頭に、策定の目的として「教育環境を改善するため」を明記すること。
2. 児童生徒数が150人以下を適正規模とすること。
3. 必要な特別教室や施設整備を、障害種ごとに具体的に明記すること。
4. 通学時間を家から学校まで一時間以内とすること。
5. 既存校の基準の適用を「努力義務」にとどめず、期限を示して、すべての学校が適用されるよう計画すること。
6. 自治体が学校を新設、及び既存校の環境整備に取り組みやすくするために、国の補助率を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

内閣総理大臣

財務大臣 あて

文部科学大臣